

Ⅴ. 使用材料等指定表 (空気調和換気設備)															
機器材料名	製造者名														
冷凍機 (往復動式)															
冷凍機 (遠心式)															
直だし吸収冷凍水機															
ボイラー															
パッケージ形空調機															
ユニット形空調機															
ファンコイル・コンベクター															
送排風機															
屋上換気扇、エアカーテン類															
換気扇、天井扇類															
冷却塔															
ステンレス鋼管															
弁類															
製缶類															
吹出口・吸込口類															
自動制御機器															
ポンプ類															
伸縮継手類															
トラップ類															
保温材															
消音装置															
全熱交換器															
VAV、CAV															
エアフィルター															
記載なき場合は、建築材料・設備機材等品質性能評価事業「設備機材等評価名簿」(最新版)による。 鋼管、鋼管類、鋼管継手、垂鉛鉄板：JISマーク表示品 ライニング鋼管：水マーク表示品															
Ⅵ. ダクト・配管材料															
注：○印のついたものを適用する。															
用途種別	ダクト材料	記号・規格	一般部	屋外	暗渠内	共同溝内	備考	用途種別	配管材料	記号・規格	一般部	屋外	共同溝内	埋設部	備考
給気	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-	○	.	.	.		冷凍水水管 (40A以上)	配管用炭素鋼管 (白管)	SQP	
	ステンレス鋼板	SUS			圧力配管用炭素鋼管	STGP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			一般配管用ステンレス鋼管	SUS	
	保温付フレキシブルダクト		1.5m以下		架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
選気	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-	○	.	.	.		冷凍水水管 (32A以下)	耐熱塩化ビニルライニング鋼管	HTVLP	
	ステンレス鋼板	SUS			配管用炭素鋼管 (白管)	SQP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			圧力配管用炭素鋼管	STGP	
	フレキシブルダクト		1.5m以下		一般配管用ステンレス鋼管	SUS	
配管	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-	○	.	.	.		冷却水水管	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
	ステンレス鋼板	SUS			配管用炭素鋼管 (白管)	SQP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			圧力配管用炭素鋼管	STGP	
	保温付フレキシブルダクト		1.5m以下		一般配管用ステンレス鋼管	SUS	
排気	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-	○	.	.	.		蒸気管 (往き)	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SQP-VA	
	ステンレス鋼板	SUS			配管用炭素鋼管 (黒管)	SQP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			圧力配管用炭素鋼管 (sch40)	STGP	
	保温付フレキシブルダクト		1.5m以下		一般配管用ステンレス鋼管	SUS	
排煙	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-	○	.	.	.		蒸気管 (還り)	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SQP-VB	
	ステンレス鋼板	SUS			配管用炭素鋼管 (黒管)	SQP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			圧力配管用炭素鋼管 (sch80)	STGP	
	保温付フレキシブルダクト		1.5m以下		一般配管用ステンレス鋼管	SUS	
厨房排気	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-	板厚1番手7mm	油管	配管用炭素鋼管 (黒管)	SQP	
	ステンレス鋼板	SUS			圧力配管用炭素鋼管 (sch40)	STGP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			配管用炭素鋼管 (白管)	SQP	
	保温付フレキシブルダクト				硬質ポリ塩化ビニル管	VP	○	○	○	○	
浴室排気 (シャワー含)	塩化ビニルライニング鋼板 (内面)	VL(1)	○	.	.	.		冷媒管	断熱材被覆鋼管	CUP	○	○	○	○	
	塩化ビニルライニング鋼板 (内外面)	VL	.	○	○	○			耐熱衝撃硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1			配管用炭素鋼管 (黒管)	SQP	
	高耐食性垂鉛めっき鋼板 #2	Zn2			硬質ポリ塩化ビニル管	VP	○	○	○	○	
排水	ステンレス鋼板	SUS		ドレン管	耐火二層管	FDP	○	○	○	.	防火区画貫通部
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SQP-VA	
	保温付フレキシブルダクト				硬質塩化ビニルライニング鋼管	SQP-VB	○	○	○	○	
	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-			耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	
給水	ステンレス鋼板	SUS		加温給水管	配管用炭素鋼管 (黒管)	SQP	
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○			配管用炭素鋼管 (白管)	SQP	
	保温付フレキシブルダクト				硬質ポリ塩化ビニル管	VP	○	○	○	○	
	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-			耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	
ブライン管	ステンレス鋼板	SUS		配管用炭素鋼管 (黒管)	SQP		
	溶融アルミニウム垂鉛鋼板 #1	Zn1	.	○	○	○									
	保温付フレキシブルダクト										
	垂鉛鉄板 (溶融垂鉛めっき鋼板)	-									
*1: ガルバリウム鋼板同等品 *2: SPN-タイマー、ZAM鋼板同等品															

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認職 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事	●図面番号 M-007	●縮尺 N,S	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3234号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 徳島県鳴門支店 1105号
----------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	----	-------------	-----------------------------------	----------------	------------	---	--

凡例 (空気調和換気設備)					
記号	名称	備考	記号	名称	備考
C	冷水管 (往)			吹出口	
CR	冷水管 (返)			吸込口	
H	温水管 (往)			排煙口	手動開放装置付 (電気式)
HR	温水管 (返)			バンドキャップ	
CH	冷温水管 (往)			フレキシブル継手	
CHR	冷温水管 (返)			消音エルボ	GW25, 50mm 内貼り
CD	冷却水管 (往)			消音ボックス	GW25, 50mm 内貼り
CDR	冷却水管 (返)			可変風量装置	
E	膨張管			定風量装置	
O	油管 (往)				
OR	油管 (返)				
OV	油通気管			仕切弁	
S	蒸気管 (往)			バタフライ弁	
SR	蒸気管 (返)			球型弁	
R	冷媒管			逆止弁	
RR	冷媒管 (返)			ボール弁	
	給水管			防振継手	
	雑用給水管 (中水・井水)			可とう継手	
D	ドレン管			可とう継手	
HD	高温ドレン管			Y形ストレーナ	
SA	空調給気ダクト			ベローズ型伸縮継手 (複式)	
RA	空調還気ダクト			ベローズ型伸縮継手 (単式)	
OA	外気取入ダクト			自動エアークラス	
EA	排気ダクト			安全弁	
WEA	浴室排気ダクト			二方弁装置	
KEA	厨房排気ダクト			三方弁装置	
OEA	有機系特殊排気ダクト			電磁弁装置	
AEA	酸系特殊排気ダクト			電磁流量計装置	
AxB	矩形ダクト			減圧弁装置	
Aφ	丸ダクト			蒸気トラップ装置	
SM	排煙ダクト				
	耐火被覆ダクト			油量計	
FD	防火ダンパー				
VD	風量調整ダンパー				
FVD	風量調整兼用防火ダンパー				
SFD	煙感知器連動ダンパー				
CD	逆流防止ダンパー				
MD	風量調整ダンパー				
PD	ピストンダンパー				

建築設備構造強度 令第129条の2の3

本工事に設ける建築設備は以下の構造性能を有すること。

- 建築設備 (昇降機を除く) 、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
- 屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、緊結すること。
- 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
- 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造れんが造、石造若しくは、コンクリートブロック造とすること。
- 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。
 - 建築物の部分を通って配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
- 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
- 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造とし、平成12年建設省告示1388号第5に規定する構造方法によること。

法適合確認者 (構造)

倉内 信幸
一級建築士登録 第234670号
構造設計一級建築士登録 第5002号

給排水設備 令第112条第20項 令第129条の2の4 図書名 二面以上の断面図

明示すべき事項 給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種類

(令第129条の2の4第1項第七号イによる場合)

(a)貫通部において保温が必要な配管 (b)貫通部において保温が不要な配管

・貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止装置を施す。
・給水管、配電管その他の配管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材で造る。

(令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合)

【貫通部 国土交通大臣認定番号】

フィブロック 壁: PS060WL-0196, PS060WL-0131, PS060WL-0130, FS060WL-0027, PS060WL-9370
フィブロック 床: PS060FL-0185, PS060FL-0129

※ 国土交通大臣認定工法とする。
参考認定番号: 壁 PS060WL-0312, -0998
床 PS060FL-0391, -0454

換気設備 令第129条の2の5 図書名 換気設備の構造詳細図

明示すべき事項 給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造

(1) ガラリ

(2) ベンドキャップ

換気設備 法第28条3 図書名 換気設備の構造詳細図

明示すべき事項 火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種類

(1) 排気フード I型

(2) 排気フード II型

給排水設備 令第129条の2の4 図書名 配管設備の構造詳細図

明示すべき事項 配管設備の構造

(令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合)

- ・配管種別による国土交通大臣の認定を受けた工法は以下の通りとする。
- ・配管種別: 特記仕様書による。

(配管勾配)

(a) 給水管、給湯管、消火管 (ガス消火管を除く) 、冷却水管、冷温水管、高温水管及び油管の場合は、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適当な勾配をとる。

(b) 屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径65以下は最小1/50、呼び径75、100は最小1/100、呼び径125は最小1/150、呼び径150以上は、最小1/200とする。また、通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸のないようにする。

(ドレン配管)

- ・ドレン配管は、間接排水にて排水管に接続する

設計者				法適合確認者	検査者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸		法適合確認者 倉内 信幸 一級建築士登録 第234670号 構造設計一級建築士登録 第5002号	外山 博文	17992	

徳島県県土整備部管轄課

●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事

●図面名 空気調和設備 凡例・施工要領図 (1)

●図面番号 M-009

●縮尺 N,S

AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants

株式会社 榊設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪 (特) 第3204号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office

一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

排煙設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法		
特別避難階段付室の排煙口、給気口の配置			

排煙設備	令第5章第3節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	排煙口の構造		
排煙口			
排煙ダンパー			

梁貫通要領図	
1. RC造設置範囲	
(a) 基礎梁	
<p>(注) 1. 基礎梁は塑性ヒンジが発生していない部分とする。 2. $h1 \geq 200\text{mm}$ かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p>	
(b) 基礎梁以外	
<p>(注) 1. $h2 \geq 200\text{mm}$ かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p>	
(c) 大梁・小梁 接合部	
<p>(注) 1. $h2 \geq 200\text{mm}$ かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法 2. $h3 \geq 200\text{mm}$ かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p>	

2. S・SRC造設置範囲	
	<p>$h4$: 補強プレートなしの場合、100以上 補強プレートありの場合、170以上</p> <p>$sL1$: 300mm 以上かつウェブブライズプレートから補強プレート端まで50mm 以上</p> <p>$sL2$: $H/2$ 以上かつ補強プレート端から50mm 以上</p> <p>⊙ : 鉄骨継手位置</p> <p>⊗ : 設置範囲</p>

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	設計者	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記
----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----	---------------------------------------	--------------	---------------	----

徳島県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事
	●図面名 空調和設備 施工要領図(2)

●図面番号 M-010	●縮尺 N,S
----------------	------------

<p>AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants</p> <p>株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(特)第3224号</p>	<p>株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office</p> <p>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</p>
---	--

凡例（給排水衛生設備）					
記号	名称	備考	記号	名称	備考
— — — —	給水管（上水）		GV	仕切弁	
— — — —	上水揚水管		BV	バタフライ弁	
— W — —	給水管（井水）		SV	球型弁	
— — — —	雑用給水管（中水）		CV	逆止弁	
— • — —	雑用水揚水管		BAV	ボール弁	
— — — —	汚水管、雑排水管		CK	コック	
— PD — —	ポンプ圧送管		FJ	防振継手	
— R I — —	R I 排水管（汚水・雑排水）		FJ	可とう継手	
— I D — —	感染系排水管（汚水・雑排水）		FJ	可とう継手	
— CD — —	検査系排水管（汚水・雑排水）			Y形ストレーナ	
— HD — —	高温系排水管		EXJ(D)	ベローズ型伸縮継手（複式）	
— KD — —	厨房系排水管		EXJ(S)	ベローズ型伸縮継手（単式）	
— I — — —	給湯管（往）			自動エア抜き弁	
— II — — —	給湯管（返）			安全弁	
— — — —	通気管			二方弁装置	
— K V — —	厨房通気管			三方弁装置	
— R I — —	R I 通気管			電磁弁装置	
— I D — —	感染通気管			定水位弁	
— CD — —	検査通気管		FM	ボールタップ	
— HD — —	高温通気管		BT		
— (HP,VP) — — — —	屋外排水管		GV	仕切弁（埋設）、ボックス共	
— — — —	屋外排水管（コンクリート巻）				
— E — — —	脚張管		⊗	水栓（水、湯）	
— X — — —	屋内消火管		⊙	フラッシュ弁	
— X O — — —	屋外消火管		⊗	湯水混合水栓	
— X S — — —	連結送水管		▲	シャワー金具	
— X B — — —	連結散水管		⊗	床排水金物	
— S P — — —	スプリンクラー管		⊕	床上掃除口	
— D C — — —	粉末消火管		⊖	排水用トラップ	
— N — — —	不活性ガス消火管		⊗	散水栓	
— F — — —	泡消火管		⊗	屋内消火栓箱	火報組込
— G — — —	ガス管（低圧）	ガス供給会社指定品	⊗	屋内消火栓箱（放水口付）	火報組込
— M G — — —	ガス管（中圧）	ガス供給会社指定品	⊗	連結送水放水口	
— P G — — —	液化石油ガス管		⊗	屋外消火栓箱	
— R D — — —	ルーフレン管	建築工事	⊗	送水口	
— A — — —	圧縮空気管		⊕	テスト弁	
— A V — — —	排気管		⊕	ガスコック	
— V A C — — —	吸引管		⊕	量水器	
— O ₂ — — —	酸素ガス管		⊕	ガスメータ	
— N ₂ — — —	窒素ガス管				
— N ₂ O — — —	笑気ガス管		⊗	雨水掛	ため掛
— O — — —	油管（往）		⊗	汚水掛	インパート掛
— O R — — —	油管（還）		⊕	トラップ掛	
— O V — — —	油通気管		⊕	格子掛	
			⊕	公共掛	

建築設備構造強度	令第129条の2の3
本工事に設ける建築設備は以下の構造性能を有すること。	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。 ■ 屋上から突出する水栓、煙突、冷却塔その他これに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、緊結すること。 □ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支棒を設けたものを除き、90cm以下とすること。 □ 煙突が屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造れんが造、石造若しくは、コンクリートブロック造とすること。 ■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備 ■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。 ■ 建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 □ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水栓、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 ■ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造とし、平成12年建設省告示1388号第5に規定する構造方法によること。

法適合確認者（構造）
倉内 信幸
一級建築士登録 第304570号
構造設計一級建築士証文第9202号

給排水設備	令第112条第20項 令第129条の2の4	図書名	二面以上の断面図
明示すべき事項	給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種類		
<p>（令第129条の2の4第1項第七号イによる場合）</p> <p>(a)貫通部において保温が必要な配管 (b)貫通部において保温が不要な配管</p> <p>・貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止装置を施す。 ・給水管、配電管その他の配管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材で造る。</p> <p>（令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合）</p> <p>【貫通部 国土交通大臣認定番号】</p> <p>ファイブロック 壁：PS060WL-0196, PS060WL-0131, PS060WL-0130, FS060WL-0027, PS060WL-9370</p> <p>ファイブロック 床：PS060FL-0185, PS060FL-0129</p> <p>※国土交通大臣認定工法とする。 参考認定番号：壁 PS060WL-0312, -0398 床 PS060FL-0391, -0454</p>			

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図																																																														
明示すべき事項	配管設備の構造 配管設備の覆いの有無																																																																
<p>（令第129条の2の4第1項第七号イによる場合）</p> <p>（令第129条の2の4第1項第七号ロによる場合）</p> <p>・以下の表に従うものとする。 硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水管等の用途</th> <th rowspan="2">覆いの有無</th> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">肉厚</th> <th colspan="4">認定工法の認定番号</th> </tr> <tr> <th>給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分</th> <th>防火構造</th> <th>30分耐火構造</th> <th>1時間耐火構造</th> <th>2時間耐火構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水管</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td>6.5mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配電管</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td>6.5mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排水管及び排水管に附属する通気管</td> <td rowspan="4">覆いのない場合</td> <td rowspan="4">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>4.1mm 以上</td> <td>61mm</td> <td>61mm</td> <td>61mm</td> <td>61mm</td> </tr> <tr> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>61mm</td> </tr> <tr> <td>6.5mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> <td>61mm</td> </tr> <tr> <td>7.0mm 以上</td> <td>141mm</td> <td>141mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。</p> <p>2 給水管等が貫通する令第112条第16項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そして壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。</p>				給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	認定工法の認定番号				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分	防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造	給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm	6.5mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm	配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm	6.5mm 以上	115mm	115mm	90mm	90mm	排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm	6.5mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm	7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm
給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚					認定工法の認定番号																																																									
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分	防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造																																																									
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm																																																										
			6.5mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm																																																										
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm																																																										
			6.5mm 以上	115mm	115mm	90mm	90mm																																																										
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm																																																										
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm																																																										
			6.5mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm																																																										
			7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm																																																										

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	平面図・断面図・構造詳細図															
明示すべき事項	給水タンク等の位置及び構造・給水タンク等にマンホール、オーバーフロー管、通気のための位置及び構造																	
<p>吐水口空間</p> <table border="1"> <tr> <th>呼び径</th> <th>オーバーフローレールからの開口下圍までの高さ「A」</th> <th>床面とポンプサクション管中心との距離「B」</th> <th>満水警報</th> <th>オーバーフロー管下圍</th> </tr> <tr> <td>25-50</td> <td>50mm 以上</td> <td>50mm 以上</td> <td>減水警報</td> <td>0.3H</td> </tr> <tr> <td>75 以上</td> <td>管の呼び径以上</td> <td>管の呼び径以上</td> <td>ポンプ空転防止</td> <td>0.2H</td> </tr> </table> <p>電極棒取付高さ</p> <p>※本図は1構式に適用し、機器表にて2構指定の場合は本図に準ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水管と揚水管は死水ができないよう配置する。 オーバーフロー管と排水管は接続しない。又、オーバーフロー管径は給水引込管の2サイズアップを原則とする。 点検スペースは周囲600mm以上、下面600mm以上、上部1000mm以上確保する。 2構式の場合はポンプサクション管は原則としてポンプごとに設置する。 屋外型はマンホールを2重蓋とする。 汲上げは固定すること。 定水位調整弁及び配管の固定は受水槽から取らないこと。 機器、配管等の耐震据付は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。 				呼び径	オーバーフローレールからの開口下圍までの高さ「A」	床面とポンプサクション管中心との距離「B」	満水警報	オーバーフロー管下圍	25-50	50mm 以上	50mm 以上	減水警報	0.3H	75 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上	ポンプ空転防止	0.2H
呼び径	オーバーフローレールからの開口下圍までの高さ「A」	床面とポンプサクション管中心との距離「B」	満水警報	オーバーフロー管下圍														
25-50	50mm 以上	50mm 以上	減水警報	0.3H														
75 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上	ポンプ空転防止	0.2H														

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	配管設備の構造		
<p>（令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合）</p> <p>・配管種別による国土交通大臣の認定を受けた工法は以下の通りとする。</p> <p>・配管種別：特記仕様書による。</p> <p>（配管勾配）</p> <p>(a)給水管、給湯管、消火管（ガス消火管を除く。）、冷却水管、冷温水管、高温水管及び油管の場合は、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適当な勾配をとる。</p> <p>(b)屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径65以下は最小1/50、呼び径75、100は最小1/100、呼び径125は最小1/150、呼び径150以上は、最小1/200とする。また、通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにする。</p> <p>（ドレン配管）</p> <p>・ドレン配管は、間接排水にて排水管に接続する</p>			

設計者	法適合確認者	検査者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	17992	●工事名 徳島県土整備部管轄課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事 ●図面名 給排水衛生設備 凡例・施工要領図（1）

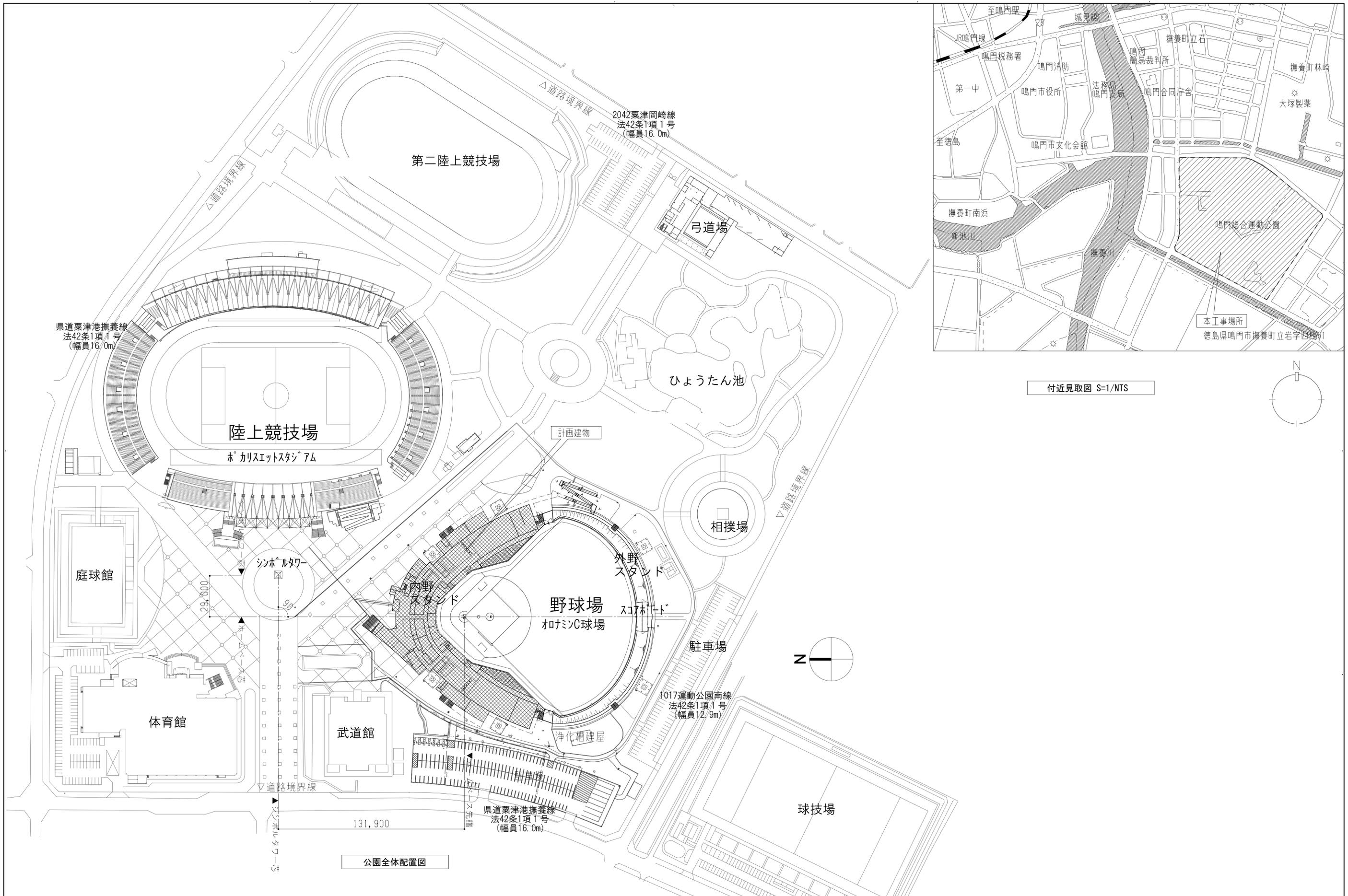
徳島県土整備部管轄課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事 ●図面名 給排水衛生設備 凡例・施工要領図（1）
------------	--

●図面番号 M-011	●縮尺 N,S
----------------	------------

AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪(特)第3204号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

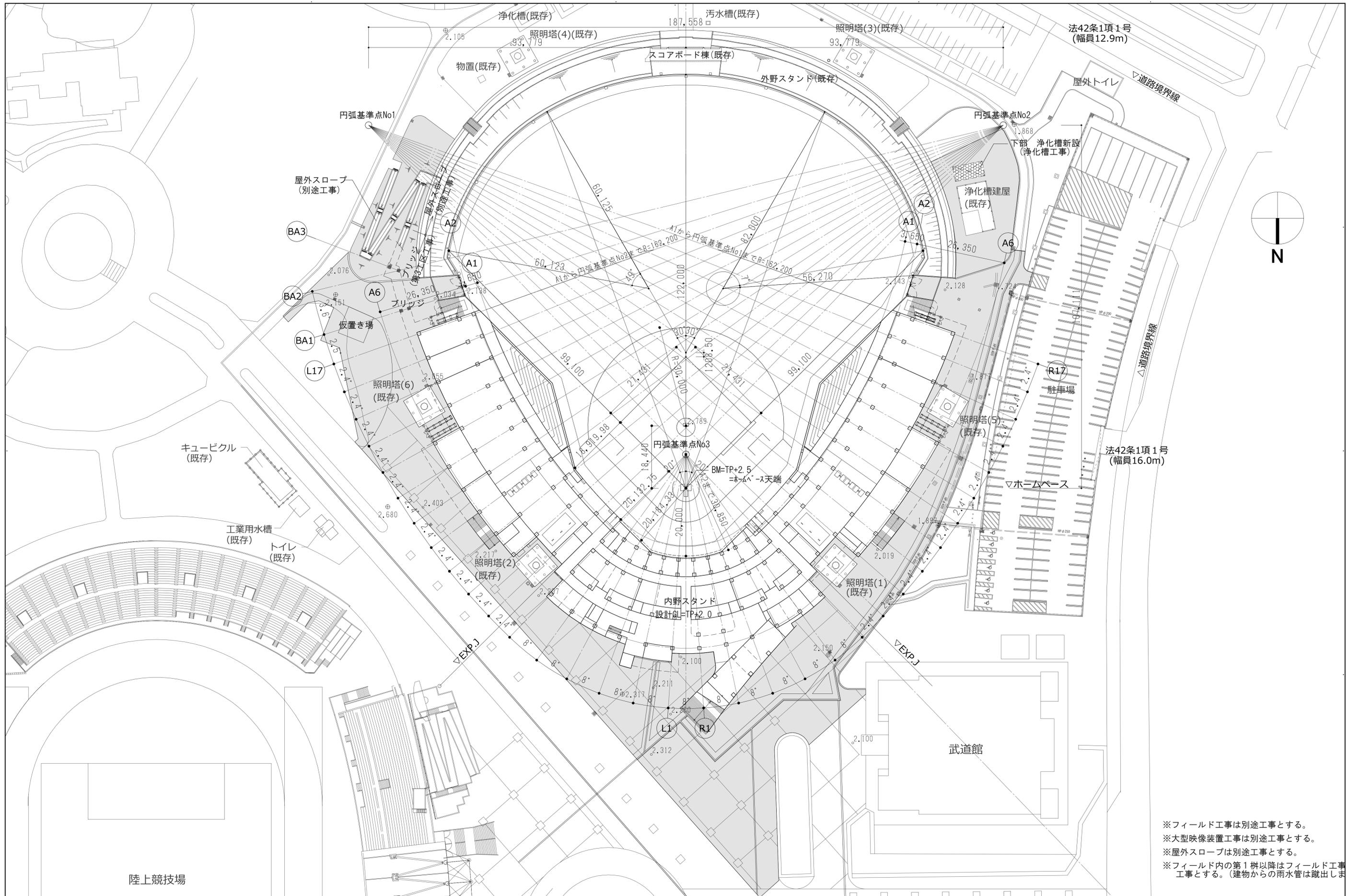
給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	平面図・断面図・構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図																				
明示すべき事項	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉部の構造			明示すべき事項	排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜・給水管に講じたウォーターハンマー防止の装置			明示すべき事項	配管設備に講じた排水トラップ、通気管などの措置			明示すべき事項	ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造																						
(令第129条の2の4第2項第二号)				(令第129条の2の4第3項第一号)				(令第129条の2の4第3項第二号、第五号)				【都市ガス用】																							
				<p>排水管径算定手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■排水負荷単位法 □定常流量法 (SHASE S206-2000) □その他 () ×配管の傾斜は有効な数値を確保するものとする。 <p>【給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> □流速を小さくする。 ■ウォーターハンマー防止器を設置する。 □揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する。 ■その他 (加圧給水ポンプユニット推定末端圧一定) 								<table border="1"> <tr> <td>ガス栓</td> <td>接続具</td> <td>ガス器具との接合</td> </tr> <tr> <td>□ねじコック</td> <td>金属管 金属可とう管 金属線入り強化ガスホース</td> <td>ねじ</td> </tr> <tr> <td>□可とう管コック</td> <td>金属フレキシブルホース 燃焼器接続用低圧ホース</td> <td>ねじ</td> </tr> <tr> <td>□ヒューズコック</td> <td>強化ガスホース 両端迅速継手付ガス用ゴムホース ガス用ゴム管</td> <td>コンセント ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ ゴム管口とゴム管止め</td> </tr> </table>				ガス栓	接続具	ガス器具との接合	□ねじコック	金属管 金属可とう管 金属線入り強化ガスホース	ねじ	□可とう管コック	金属フレキシブルホース 燃焼器接続用低圧ホース	ねじ	□ヒューズコック	強化ガスホース 両端迅速継手付ガス用ゴムホース ガス用ゴム管	コンセント ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ ゴム管口とゴム管止め								
ガス栓	接続具	ガス器具との接合																																	
□ねじコック	金属管 金属可とう管 金属線入り強化ガスホース	ねじ																																	
□可とう管コック	金属フレキシブルホース 燃焼器接続用低圧ホース	ねじ																																	
□ヒューズコック	強化ガスホース 両端迅速継手付ガス用ゴムホース ガス用ゴム管	コンセント ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ ゴム管口とゴム管止め																																	
				<table border="1"> <tr> <td>衛生器具、流し類</td> <td>令第129条の2の4</td> <td>図書名</td> <td>排水トラップ</td> </tr> <tr> <td>明示すべき事項</td> <td colspan="3">排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が附着又は沈殿しない措置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第3項第二号, 第五号 昭和50年建設省告示第1597号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【衛生器具、流し類の構造】</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。 ・大便器、小便器 (陶器製) のトラップの仕様を「JIS A5207」による。 ・その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。 ・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。 </td> </tr> </table>				衛生器具、流し類	令第129条の2の4	図書名	排水トラップ	明示すべき事項	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が附着又は沈殿しない措置			第3項第二号, 第五号 昭和50年建設省告示第1597号				【衛生器具、流し類の構造】				<ul style="list-style-type: none"> ・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。 ・大便器、小便器 (陶器製) のトラップの仕様を「JIS A5207」による。 ・その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。 ・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。 								<p>梁貫通要領図</p> <p>1. RC造設置範囲</p> <p>(a) 基礎梁</p> <p>(注) 1. 基礎梁は塑性ヒンジが発生していない部分とする。 2. $h1 \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p> <p>(b) 基礎梁以外</p> <p>(注) 1. $h2 \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p> <p>(c) 大梁・小梁 接合部</p> <p>(注) 1. $h2 \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法 2. $h3 \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p> <p>2. S・SRC造設置範囲</p> <p>h4 : 補強プレートなしの場合、100以上 補強プレートありの場合、170以上 sL1 : 300 mm 以上かつウェブスプラインプレートから補強プレート端まで 50 mm 以上 sL2 : H/2 以上かつ補強プレート端から 50 mm 以上 ○ : 鉄骨継手位置 ⊗ : 設置範囲</p>			
衛生器具、流し類	令第129条の2の4	図書名	排水トラップ																																
明示すべき事項	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が附着又は沈殿しない措置																																		
第3項第二号, 第五号 昭和50年建設省告示第1597号																																			
【衛生器具、流し類の構造】																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。 ・大便器、小便器 (陶器製) のトラップの仕様を「JIS A5207」による。 ・その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。 ・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。 																																			
給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図																				
明示すべき事項	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための装置 飲料水の配管設備に設ける活性炭等のろ材その他これに類するものを内蔵した装置の構造			明示すべき事項	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた装置 圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造			明示すべき事項	排水槽 (排水を一時的に滞留させるための水槽) の構造																										
【給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置】				【腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置】				(立面図)																											
<p>屋外埋設管</p> <ul style="list-style-type: none"> □凍結深度以下への埋設 (GL - m) □その他 (凍結深度 0m) <p>室内</p> <ul style="list-style-type: none"> □テープヒーター □室内暖房 □水抜き □その他 (該当しない。) <p>散水栓立ち上がり配管</p> <ul style="list-style-type: none"> □水抜き栓 □その他 (該当しない。) 				<p>(土中埋設)</p> <ul style="list-style-type: none"> □防食テープ □防食シート又はチューブ □その他 (外面被覆鋼管、塩化ビニル管) <p>油管</p> <ul style="list-style-type: none"> □自治省告示第204号に規定する材料・方法 <p>(コンクリート埋設)</p> <ul style="list-style-type: none"> □防食テープ □その他 (多湿箇所) <p>外面被覆のない鋼管または保温のある配管</p> <ul style="list-style-type: none"> □アスファルトプライマ □金属外装 □合成樹脂外装 				<p>マンホール蓋 (直径60cm以上とし、屋内用はバッキン式とする。) 備考 マンホールは、保守点検が容易な位置に設けるものとし、2個以上設ける。</p>																											
【飲料水の配管設備に設ける活性炭等のろ材その他これに類するものを内蔵した装置の構造】				【圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造】				(平面図)																											
<ul style="list-style-type: none"> ・設備の材質 □ ・逆流防止装置付 ・清掃点検又は交換できる構造 □ ・濾材が飲料水中に流出しない □ ・残留塩素が除去されるものにあつては塩素消毒施設付 				<p>圧力タンクの安全装置</p> <ul style="list-style-type: none"> □逃がし弁 □圧力調整装置 □減圧水槽 □その他 () <p>給湯設備の安全装置</p> <ul style="list-style-type: none"> □逃がし弁 □脚張管 □圧力調整装置 □減圧水槽 □その他 																															
<p>設計者</p> <table border="1"> <tr> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> <td>法適合確認職 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明</td> <td>検査者 外山 博文</td> <td>設計番号 17992</td> <td>特記</td> </tr> </table>				一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認職 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記	<p>排水槽の構造 (汚物又は雑排水槽、厨房排水槽) 排水槽内の重防食及びマンホール蓋は建築工事 トラップは高耐食仕様又は槽外専用梯子とする</p>				<p>徳島県県土整備部管轄課</p> <p>●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事</p> <p>●図面名 給排水衛生設備 施工要領図 (2)</p>				<p>●図面番号 M-012</p> <p>●縮尺 N,S</p>				<p>AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (特) 第3204号</p> <p>株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県第1050号</p>												
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認職 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記																													



付近見取図 S=1/NTS

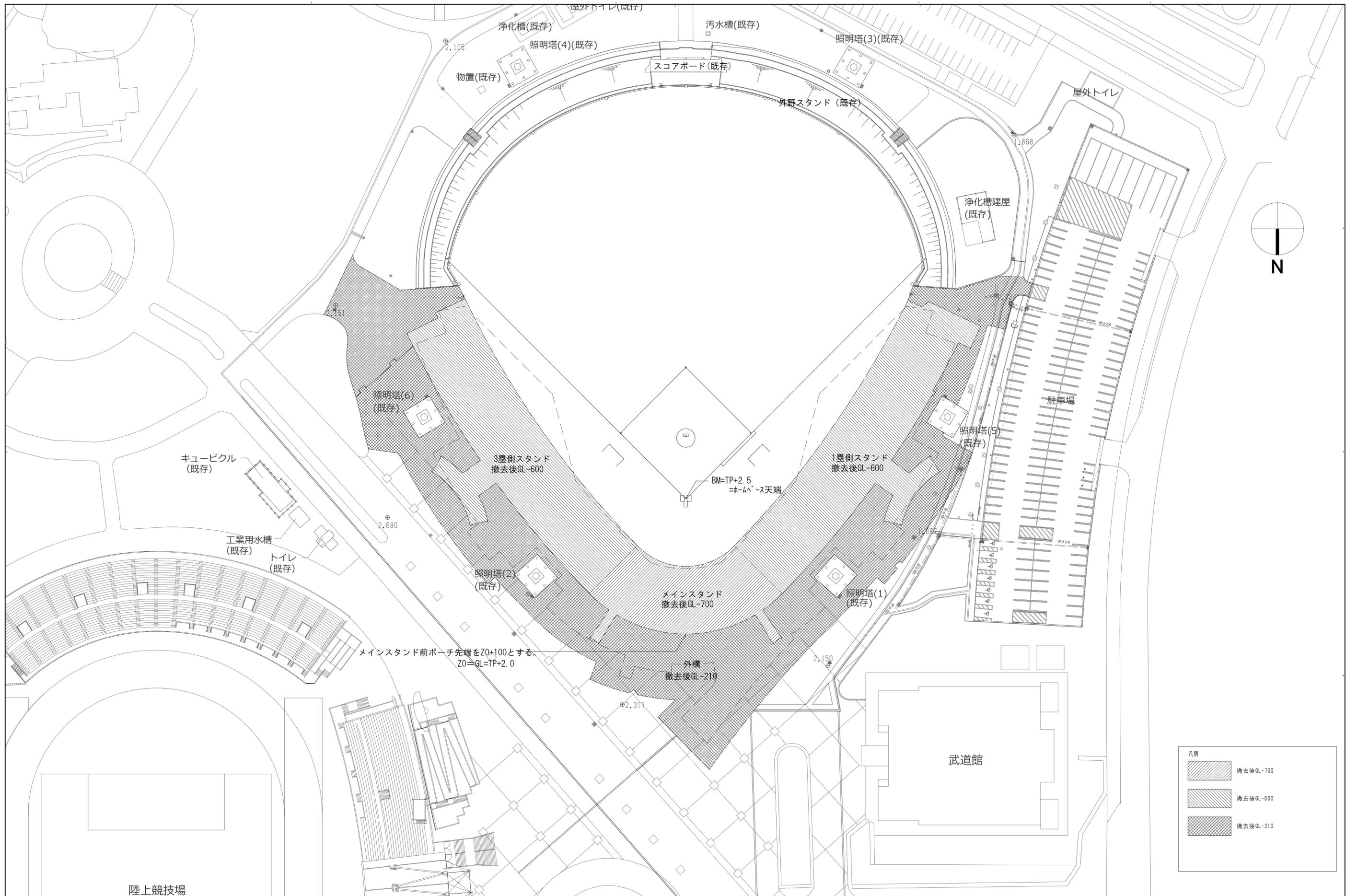
公園全体配置図

設計者			法適合確認欄		検証者	設計番号	特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事	●図面番号 M-013	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒760-0001 徳島県徳島市東区 大塚 1-2-3-4	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 〒760-0001 徳島県徳島市東区 大塚 1-2-3-4
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	設計一級建築士 第6211号 浅山 明		外山 博文	17992		●図面名 公園全体配置図	●縮尺 1/1200(A1) 1/2400(A3)	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号		



※フィールド工事は別途工事とする。
 ※大型映像装置工事は別途工事とする。
 ※屋外スロープは別途工事とする。
 ※フィールド内の第1柵以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出し)

設計者			法適合確認		検査者		設計番号		特記		●工事名		●図面番号	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明			外山 博文	17992		徳島県県土整備部営繕課	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事	M-014	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)		
										●図面名 配置図		 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(〒)第2234号		
										 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号				



凡例	
	撤去後GL-700
	撤去後GL-600
	撤去後GL-210

<table border="1"> <tr> <th>設計者</th> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> </tr> <tr> <th>法適合確認欄</th> <td>設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明</td> <td>確認者 外山 博文</td> <td>設計番号 17992</td> </tr> </table>	設計者	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認欄	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	確認者 外山 博文	設計番号 17992	<table border="1"> <tr> <th>特記</th> <td>徳島県県土整備部営繕課</td> </tr> <tr> <th>工事名</th> <td>徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事</td> </tr> <tr> <th>図面名</th> <td>現況図</td> </tr> </table>	特記	徳島県県土整備部営繕課	工事名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事	図面名	現況図	<table border="1"> <tr> <th>図面番号</th> <td>M-015</td> </tr> <tr> <th>縮尺</th> <td>1/500(A1) 1/1000(CA3)</td> </tr> </table>	図面番号	M-015	縮尺	1/500(A1) 1/1000(CA3)	<table border="1"> <tr> <th>株式会社</th> <td>AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(〒) 第32234号</td> </tr> <tr> <th>株式会社</th> <td>宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</td> </tr> </table>	株式会社	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(〒) 第32234号	株式会社	宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
設計者	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸																						
法適合確認欄	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	確認者 外山 博文	設計番号 17992																						
特記	徳島県県土整備部営繕課																								
工事名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事																								
図面名	現況図																								
図面番号	M-015																								
縮尺	1/500(A1) 1/1000(CA3)																								
株式会社	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(〒) 第32234号																								
株式会社	宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号																								